

放課後児童クラブ利用料金について

市川三郷町では、令和5年度までは放課後児童クラブの基本時間部分の利用料金を無料としてきましたが、将来に渡って持続可能な事業運営や受益者負担の適正化を図るため、放課後児童クラブを利用されるご家庭においては2024（令和6）年4月利用分から利用料金を負担していただいております。

利用料金の有料化に当たって、児童の生活環境の向上策もあわせて実施しており、空調設備更新など施設面の改修を進めております。また、令和7年度からのサービスの充実として、これまで閉所していたお盆期間中の開所（合同保育）や、保育時間の延長を実施しました。

保護者の皆様には、一定の負担をお願いしておりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 利用料金について

国の考え方では、放課後児童クラブ運営費の50%を利用者が負担するということが示されており、全国で約95%以上の自治体で利用負担金を徴収しています。国の基準に基づくと、令和7年度では本町の利用料金は児童1人当たり月額約10,000円となりますが、**子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て支援の観点から、利用料金を抑制し、月額2,000円を基本とした料金設定を行い、差額については町の負担により助成**しております。この助成により、令和7年度予算ベースで放課後児童クラブ運営費における利用者の負担割合は7.8%程度に抑えております。

令和8年度の負担金については、引き続き町の公費を投入することにより、令和7年度と同額の利用料金とする予定です（下記の表）。

【利用者料金について】

月額 利用料金	延長保育料（1回あたり）		
	7:30~8:00	8:00~9:00 18:00~18:30	18:30~19:00
8月以外	2,000円	100円	200円
8月 夏休みは利用しない者			
8月 夏休みに利用する者			

1回あたり 利用料金	延長保育料（1回あたり）		
	7:30~8:00	8:00~9:00 18:00~18:30	18:30~19:00
一時利用 【放課後時間利用】	400円	100円	200円
一時利用 【学校休業時利用】			

※裏面に続きます

2. 負担軽減について

本町の利用料金の設定に当たっては、国の考え方を踏まえつつ、子育て世帯の経済的負担への配慮を重視した負担軽減策を導入し、下記の世帯は利用料金の軽減対象とします。

世帯の状況	軽減割合	月額負担金
・生活保護世帯 ・ひとり親家庭医療費受給世帯	全額	0 円

3. サービスの充実

令和 6 年度の利用料金の有料化とともに放課後児童クラブ事業の充実を図り、以下の施策を実施しました。

- ・低所得世帯への負担軽減
- ・一時利用事業の開始
- ・空調設備の更新など施設面の改修
- ・お盆期間中（8/13～8/16）の合同保育による学童クラブの開所
- ・18 時 30 分～19 時までの延長保育

令和 8 年度の実施予定の事業概要については、「放課後児童クラブのご案内」をご確認ください。

問合せ先：

市川三郷町役場 子育て支援課

TEL : 055-224-9011